

## お知らせ

2022年4月

### 一般不妊治療（タイミング療法・人工授精）および体外受精を受ける方へ

4月から上記の治療を保険適用で行う場合、以下のことが必要となります。

#### 1) 法的婚姻関係の確認

- 法的婚姻関係の確認が必要となりますので、戸籍謄本の提出をお願いいたします。

#### 2) 治療計画書の作成

- 治療計画書を作成したのち、治療開始となります。
- 治療計画書を作成する日は、原則ご夫婦での来院が必要です。
- タイミング療法または人工授精を行う方は、月経開始時が治療計画書の作成日となります。ご夫婦での来院は、可能な限り16時30分までをお願いいたします。
- 月経時にご夫婦での来院が難しい場合には、月経前でも結構です。
- 現在まで人工授精を行っている方は、ご夫婦での来院は何時でも結構です。
- 体外受精の治療を受ける方は、診察時に治療計画書の作成日を提案します。その日にご夫婦で来院していただきます。

ご理解・ご協力をお願いいたします。ご不明な点は電話でお問い合わせください。